

総務常任委員会記録

令和2年3月10日（火）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前11時06分

○出席委員（7名）

5番 福士文敏委員 12番 尾崎寿一委員 17番 鶴ヶ谷慶市委員
21番 三上秋雄委員 22番 佐藤哲委員 23番 越明男委員
24番 工藤光志委員

○出席理事者（14名）

総務部長	赤石 仁	人事課長	堀川 慎一
人事課総括主幹	三上 透	人事課主幹	福士 太郎
地域医療推進室長	佐伯 尚幸	吉野町緑地整備推進室長	西谷 慎吾
防災課長	高山 知己	防災課参事	石岡 悟
監査委員事務局長	山本 浩樹	監査委員事務局次長	佐々木 章夫
上下水道部総務課長	高橋 秀男	市立病院総務課長	堀子 義人
財務部長	須郷 雅憲	収納課長	西沢 宏智

○出席事務局職員（2名）

局長 高橋 晋二 書記 成田 敏教

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案8件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、お手元に配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第15号 弘前市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第15号弘前市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第15号弘前市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条

例案について御説明いたします。

本議案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、その任用形態や任用手続に応じた方法で行うことを可能とするため、所要の改正を行うものであります。

一般職の地方公務員は、地方公務員法第31条及び条例に基づき、宣誓書に署名しなければ職務を行うことができません。

令和2年度から導入される会計年度任用職員も一般職の地方公務員となることから、サービスの宣誓が必要となります。当該職員については、多様な任用形態や任用手続が想定されることから、それぞれの状況に応じた方法でサービスの宣誓を行うことができるよう任命権者が別段に定めることができる旨の規定を整備するものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 今の説明で概要は理解できるのですが、基本、会計年度の採用になっている職員の形態によっては個別というふうに今お聞きしたのですけれども、大体、どんな状況が考えられるのですか。例えば、私なんかは頭をよぎるのは、年度途中で採用になった場合は、7月、8月にやるだとか。採用時期に、主に各部署でということですか、例えば市教委なら市教委で、あるいは、そうでなくて市長部局全体でまとめてやるだとか。

そこの採用の形態と時期のタイミング、どこで宣誓してもらうかというあたりはどのようなのでしょうか。そこ、二つで。

○人事課長（堀川慎一） まず、宣誓の時期ですけれども、それは採用時に署名していただきます。あとは、どこでやるのかということですが、各部署で宣誓してもらうことで考えております。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第16号 弘前市職員給与条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第16号弘前市職員給与条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第16号弘前市職員給与条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本議案は、職員の時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出において、算定基礎額に寒冷地手当の月額を加えることとするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたしますので、お手元の資料を御覧くださいようお願いいたします。

資料にありますとおり、これまでは時間外勤務手当等に係る1時間当たりの給与額の算出におきましては、国家公務員に準じた取扱いとして、市長が定める額である給料月額、地域手当月額、対象となる特殊勤務手当額を算定の基礎額としておりました。

このたび、地方公務員に適用となる労働基準法に基づきまして、寒冷地手当の月額につきましても算定の基礎額へ加えることに取扱いを改めるものでございます。

以上です。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○5番（富士文敏委員） 1点だけ。寒冷地手当は、一般的には11月から3月までと記憶しておりますのですが、これでいきますと、夏の時間外でも全て、寒冷地手当が入っていくということで理解してよろしいのですか。

○人事課主幹（富士太郎） 施行日が令和2年4月1日ですけれども、今、委員お話しになったように、11月の時間外手当支給実績から、寒冷地手当が11月から支給になりますので、そのこの時間外の実績から算定の基礎に入れるということで、その都度、11月から3月までが寒冷地手当の支給期間なので加えるという考え方です。4月以降は寒冷地手当が支給になっていないので、算定基礎には入らないと。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第17号 弘前市議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第17号弘前市議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第17号弘前市議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本議案は、会計年度任用職員に係る補償基礎額を追加するため、所要の改正を行うものであ

ります。

令和2年度から導入される会計年度任用職員制度におきまして、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員と同様、給料、手当及び旅費の支給対象となることから、補償基礎額の規定中、給料を支給される職員の補償基礎額につきまして、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする旨の規定を整備するものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第18号 弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第18号弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第18号弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本議案は、令和2年度から市の行政組織を見直しするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたしますので、お手元の資料を御覧くださるようお願いいたします。この行政機構図は、左側が現行の組織でありまして、変更箇所は網かけで表示してございます。右側が令和2年度の組織案で、変更箇所を朱書きで表示しております。

まず、1ページを御覧ください。

企画部であります。地域医療推進室を健康子ども部から企画部へ移管し、新中核病院整備及び整備後の弘前市立病院跡地の活用策を部内で連携し、調整を図りながら進めていくものであります。

続きまして、市民生活部文化スポーツ課の文化とスポーツを再編いたします。スポーツの部門は、スポーツを通じた健康づくりや体力増進を図り、市民一人一人の生き生きとした生活を実現し、一体的な取組を進めていくため、健康子ども部へスポーツ振興課を新設いたします。

2ページに移りまして、文化の部門は、文化芸術活動と観光政策を連携させ一体的に振興を図るため、観光部へ文化振興課を新設するものであります。

次に、都市整備部吉野町緑地整備推進室を廃止し、令和2年4月11日に開館する美術館の周

辺街路等の整備や弘南鉄道との関わりなど、美術館周辺に係る事業との整合・調整を図りながら一体的エリアとしてまちづくりを進めていくため、都市計画課へ美術館周辺活性化室を課内室として新設するものであります。

3ページにつきましては、変更ございません。

本改正に伴いまして、弘前市スポーツ推進審議会に関する条例第7条で規定している審議会に係る庶務について、市民生活部文化スポーツ課を健康子ども部スポーツ振興課へ、本改正条例案の附則で改めるものであります。

以上でございます。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 多岐にわたります——多岐にわたりますというのは、提案されるのが多岐にわたりますという意味です。

最初に、私のほうは、いわゆる文化スポーツに絞って準備をさせていただいたのでありますが、イントロで美術館周辺活性化室について、まずお尋ねします。これ実は、議案として我々に配付になったときになかったものですから、今の説明で初めてわかったということなので。

美術館周辺活性化室は、これまでの吉野町緑地云々の推進室と、質的に、量的にどんな変化が予想されることを前提にして都市計画の中の課室ということになったのか。ここをまず最初に1点、お聞きします。

それから、冒頭言ったように、文化スポーツの在り方について、私は重点的に少し準備した関係もありますので、文化スポーツの部分について、以下、最初の質疑、お尋ねいたします。大きく2点、準備いたしました。

一つは、これは基本的な考え方の問題になるのだろうと思うのですが、観光部門といわゆる福祉部門、健康子ども部のほうに、これまでの文化スポーツの分野がシフトすると。これは、全国的に見たら決して驚くことでも何でもないのかもしれないけれども、議会としても、庁内もそうかもしれませんけれども、市民的にも、文化スポーツが福祉に行く、観光に行くというのは、これ何でそうなのだろうのかというところが少し、庁内のこの間の提案に至る検討の中で、どんなところが中心として議論・検討されたのかと。これ一つ伺っておきます。

それから次に、ちょっと長くなるかもわかりませんが、これまでの経過もやっぱり、総務常任委員会、また私自身も質疑を交わして、これまでの経過もやっぱり確認しておきたいと思うのですよ。私も総務、もう結構長いほうになりましたものですから、いつの市長だったかはちょっと別問題にして、文化問題が、市教委にあったのが市長部局にシフトしました。隣の佐藤委員が委員長のときだったかなとふと今思ったりしているのですが、それからその後、何年か後にスポーツ分野が今度は市長部局にシフトしてきましたね。そのときの理由と今シフトするであろう理由が、整合性があるかどうかと。整合性がないとすれば、どういう変化が生じてなのかという、ちょっと参考にしたいものですから。

3点、吉野町のところと、あとは大きくは、なぜシフトしたのかということと、それから経過的に文化スポーツが市長部局にどう理由でシフトした経過があるのかと。以上、お願いします。

○人事課総括主幹（三上 透） 私のほうから、1点目の吉野町につきまして、どのような変化があるかということについてお答えいたします。

まず、吉野町ですけれども、同じ都市整備部内の都市計画課内へ課内室として令和2年度から設置することとしております。それで、課内室ですので室長を置きまして、その下に職員を

配置するということになります。同じ都市整備部内にありますので、先ほど総務部長が言ったように、周辺事業との関わりということで、同じ部の中に地域交通課とか都市計画課、そういったものと調整を図っていきながら行っていくということで、そういった変化がございます。

○人事課長（堀川慎一） 続いて、文化スポーツのこれまでの経過ということで説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正によって、平成20年4月1日から、これまで教育委員会が所管するとされていたスポーツと文化行政について、地域の実情や住民ニーズに応じて、地域づくりという観点から地域振興の関連行政と合わせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができるようになりました。

それで市では、地域振興を一元的に推進するため、文化部門については、平成21年度に当時、教育委員会生涯学習課から市民環境部市民生活課へ移管したものであります。続いて、スポーツですけれども、スポーツは平成25年です。25年度に教育委員会保健体育課から市民文化スポーツ部文化スポーツ振興課へ移管し、文化とスポーツに関することを合わせて所掌することとしたものでございます。

続いて、今回の検討の状況でございます。組織改正に当たっては、教育委員会から市長部局へ移管になってから、文化は11年、スポーツは7年が経過しております。それぞれのさらなる振興に向けた新たな課題への対応が必要であると判断し、総務部において検討を重ねてきたものでございます。

文化においては、観光ニーズが都市部から地方へ移行する中、地域にある伝統的な文化芸術や地域固有の自然、歴史的な財産など貴重な地域の文化資源が観光へ十分に生かされていないという課題が出てきております。また、スポーツにおいても、当市が目指す健康寿命の延伸や健康づくりを意識したスポーツ施策が十分でないなどの課題があります。

これらの課題が見えてきた中で、連携した取組が必要であるとの考えから、それぞれ関係する観光部、そして健康こども部へ配置することとしたものです。

○23番（越 明男委員） 経過等、ありがとうございました。思い出しながら、またうなずきながら、それにしてもまたこっちへシフトして、教育委員会から二つの分野が振興のためと称してシフトしてきた割には、いまいちなぜ福祉なのか、観光なのかというのはこれ残るのですよ、残るのです。だから、私も、国の動向がいろいろあるなどというのは、もちろんわきまえた上で質疑に参加しておりますから、そこはひとつ御安心ください。

吉野町のほうはいいです。わかりました。

それで、さらにちょっと質疑したいのは、現行の、文化スポーツにこだわりますよ、文化スポーツにこだわります。文化スポーツ課の中の文化振興係、スポーツ推進係、文化スポーツ課の業務全体にちょっとこだわりますけれども、文化スポーツ、文化振興係、スポーツ推進係、ひいては文化スポーツ課のままでは何が足りないのか。ここが解明されないと、また、さらにすとなとこないというのはあると思うのですよ。

私の問題提起は、現行の事務分掌がございませぬ。文化振興係は文化振興係、スポーツ推進係はスポーツ推進係と。この総括といいますか、恐らく自己点検がなされたのだろうと思うのですけれども、いま一度、文化振興係、スポーツ推進係、ひいては文化スポーツ課で行ってきた部分がどういう事務分掌かということをお聞きして、ちょっと確認したいと思います。そこはひとつお願いします。その際に、文化振興係、それからスポーツ推進係が抱えている、つまり自営業に例えると商売の対象となる施設は、これどういうものが今現在あるか。これもちょ

っと確認しておきたいと思います。

それで、先ほど課長のほうから、それなりに11年もたっているし、7年もたっているし、いろいろな時代の変化、市民的ニーズとは言わなかったような感じがするのですけれども、このもろもろの振興のために11年、7年も時系列でたっているから変更したいのだと言うけれども、今の事務分掌から見て、どの事務分掌が柱として太くしなければならないのか、はたまたどの事務分掌が割愛的なものも含めてちょっと修正、下方修正する必要があるかなどというのは、変更の必要性との関係を含めて、担当課との関係でどうでしたか。それで、担当課は聞くところ、厚生常任委員会にいるものだから、私はここで本当は、詳しくまではいかななくても、文化スポーツ課の加藤理事を含め、どんな総括、どんなまとめをしているのかというのはちょっと答弁の中で一つ加えてもらおうとありがたいので、その点もひとつお願いします。

○人事課長（堀川慎一） 文化とスポーツの事務分掌と施設の関係をまずお答えいたします。

文化の関係では、文化の振興、国際交流の施策の推進、友好都市交流の施策の推進ほか、施設としては市民会館、弘前文化センター、弘前市民文化交流館、百石町展示館、岩木文化センターの5施設を所管し、文化交流の拠点としているところであります。令和2年度からは観光部がこれらの業務、施設をそのまま所管するものでございます。

続いて、スポーツの関係です。スポーツについては、スポーツの推進のほか、施設としては弘前市運動公園、岩木総合公園、弘前市民体育館などを含めまして、全部で28施設を所管しております。この施設もそのまま令和2年度からは健康こども部が所管するものであります。

続きまして、文化スポーツ課を廃止して今回改正させていただくのですが、どういった課題があって今やるのかということについて説明させていただきます。

文化においては、観光ニーズが都市部から地方へ移行する中、地域にある伝統的な文化芸術、地域固有の自然、歴史的な財産など貴重な幾つもの文化資源が観光へ十分生かされていないという課題、またスポーツにおいても、本市が目指す健康寿命の延伸、健康づくりを意識したスポーツ施策が少ない、そういったことの課題があった中で、今回連携した取組が必要であるということから、それぞれ関係する観光部、健康こども部へ配置することとしたものであります。

○総務部長（赤石 仁） 越委員からは、現在の文化スポーツ課が、どういう状況でどういうことだったから見直しをするのかということ、ちょっと課長からは言いづらい面もございまして、私のほうから御答弁いたしますけれども、いわゆる文化スポーツ課でございまして、スポーツ課の意味合いというか、ちょっと力の入りがスポーツに偏った面があって文化がちょっと見えてきていないということがございました。どうしてもスポーツというのは、1番2番がすごくわかりやすい、1番2番を決めやすいような側面がございまして、文化というのはなかなか1番2番とか、振興されているのかどうかというのが見えづらい。これをやはり単独で、スポーツはスポーツで所管すると。それから、文化は文化でちょっと今まで日が当たっていない部分も日を当てて振興する、あるいは側面から支援していくというような組織にできないものかということで検討いたしまして、今回提案するものでございます。

○23番（越 明男委員） 今の部長の最後のくだりの部分は、今回の事務分掌の変更の、一つの中心である市長のいろいろな思いが詰まった答弁ということで私は受け止めたいと思います。

ただ、全面的に賛成できるかどうかというのは、これちょっとまた解釈がいろいろ出てくるというものでございまして、ただ、文化振興といった場合には、ここの常任委員会でもずっと議論してきたように、市民の参加する芸術・文化創造が基本なわけですね。

それで今、市長の所信表明には、文化財あるいは文化施設等々を通じて稼ぐとあるわけでは

よ。これやっぱり、一つ議論されなければならない。そういう意味では、ちょっと今まで日が当たらないのだということを言われると、我々もいや、そうかなと。だから、そういう意味からいうと、観光部のところに文化振興課の設置提案というのは、これはなかなか、しかし本当に議論を深めなければならないことなのだろうなということで、もう結論めいたことを私もまとめたにちょっと話をしてしまいましたけれども、そんなことをちょっと感じるものですから。スポーツも同じですよ。市民の参加するスポーツニーズに応じてということで、これは学校教育との関係もありますけれども、健康、いわゆる健康福祉部分野でいいのかどうなのかという、これ市民の自主的なスポーツ、創造、参加を本当に保証するものかどうかというのは、これは今ここで議論しても始まりませんから、今後のいろいろ新たに配置される事務分掌のところを見ながら、議会も推移を見守っていくと、また私自身も見守っていくということで、ここはくります。

では委員長、最後に、文化振興とスポーツ振興の今回の提案、部署のシフトについて、次のそれぞれ2点ほど最後にお聞きしておきたいと思うのです。文化振興とスポーツ振興の部分に関して。

この見本としましたというのですか、範としたといいますか、勉強したといいますか、参考にした他市の例はございますか。あつたらここをちょっと披瀝してもらえませんか。他市の例を参考にした部分があれば、ひとつ御披瀝願えませんか。

それから、新しくできる文化振興課並びにスポーツ振興課の陣容、これは課長、課長補佐はもちろんつくでしょうけれども、課長、課長補佐を含めてどの程度の陣容になるかということと、どこに文化振興課とスポーツ振興課が配置、見取図的に配置になるのかと。このあたりをちょっと最後に伺っておきます。

○人事課長（堀川慎一） 今回の改正に当たっての参考としたところですけれども、文部科学省が調査・発表している文化スポーツの所管、あとは県内の状況などを参考にさせていただきました。それで、文化・観光部局が文化振興を担っている例としては、この辺ですと秋田県とかがございます。あとは品川区とかでございました。健康福祉部がスポーツ振興を行っているのは、兵庫県高砂市、佐賀県鳥栖市、神奈川県鎌倉市でございます。

続いて、文化、スポーツ、それぞれの陣容ということですが、今それぞれの課の体制、職員の人数などについては、全庁的な調整の中で検討しているところでありまして、文化については、市民会館を含めて10人程度で考えてございます。スポーツについては、オリパラ推進室も含め12人程度で現在調整しているところでございます。

配置は、今、調整中でございます。

○21番（三上秋雄委員） 私がちょっと気になったのは、今まで、新年度から、恐らく病院ということで、本体工事とかにいろいろかかってくると思うのだけれども、ここで健康こども部から企画に行ったというのは、何が目的で企画のほうに変えたのか。そこ、1点だけ。

○人事課長（堀川慎一） 地域医療推進室の関係です。新中核病院整備と、あとは整備後の市立病院の跡地の活用について、部内で連携して調整をとりながら進めていきたいということで考えたものです。具体的には、新中核病院整備の事業の進捗状況のほか、市立病院閉鎖後の事業整理期間等の情報を部内で共有して、跡地利用を計画的に進めようとするものであります。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○22番（佐藤 哲委員） 聞きたいことのあらかたは、越委員が聞いてくれたのではありますけれども、時代のニーズで健康とスポーツというのは、大体、今スポーツというのは健康になる

ためにやるという社会的な風潮が出てきておりますので、やっぱりここに落ち着くのもそうかなという気はするのですが、ただ1点、この健康こども部の中に、健康増進課とかなんとかとありましたよね。物すごい、もう国保年金課もそうだし、予算の面でも食っているわけですよ。ここに、さらにまたスポーツ振興課が来て、人員と予算が相当配置されるようになると、この健康こども部というのは、部長をやる人が、課長も大変な思いをしてこれを所管していかなくてはならない部になってくるのかなという気がしていますけれども、その辺の配慮というのはなされたものなのですか、どうなのですか。

○人事課長（堀川慎一） 健康こども部の業務が大きくなっているのではないかということです。

今回、地域医療推進室を企画部のほうに、スポーツ振興課を健康こども部ということで調整をとらせていただきました。（「わがった」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第19号 弘前市消防団条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第19号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第19号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、弘前市消防団員の定年年齢を引き上げるため、所要の改正をしようとするものでありまして、消防団員の定年年齢の引上げにより、団員の確保と円滑な消防団活動を図るものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。消防団員の定年年齢は、第5条第2項の表に定めておりますが、部長及び班長については現行の満62歳を満65歳に、団員については現行の満60歳を満65歳に、それぞれ定年年齢を引き上げようとするものであります。

また、本条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、参考までに資料を配付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 何点か伺いたします。

62歳が68歳、60歳が65歳になることによって経験を積む人が増えるのかなど。例えば62歳で団長を経験した人はそのままという言い方もなんですけれども、だから、62歳で経験した人が、任期が長くなるのかしらと。それが目的かどうかということも伺っておきます。

それから、人数的には、60歳から65歳、62歳から68歳というのは今の質疑ともちょっと関連があるので、これ、いわゆる幹部の方々が増えるのでしょうか。ふえる見通しなのですかね。増えることが目的なのでしょうか。そこが2点目。

他の町村はどうですか、他の町村は。近隣も含めて、他の町村は68歳、65歳の定年年齢の方向で、全部シフトしているのですか。そこら辺を伺っておきます。

○防災課参事（石岡 悟） 私のほうから、人数的なことで、幹部のほうが増えるのではないかとというような御質疑であったかと思うのですが、この中の配付資料1のほうで、職階級で分かれてございます。それで、幹部といいますか、団長さん方、方面団長さん方、それぞれこの定数の枠の中で、現在も実員数としてこの数字で動いております。それで、定数に対して、2,080人の定数に対して、実員による充足率ということで表現してはいますが、充足率で欠けているのは、この団員の部分であって部長、班長においてもちゃんと役職で1名とか2名ということで置いておりますので、幹部として増えるとかということではないかと思えます。

それで、もう1点ですけれども、他の町村のほうの年齢はどうかというのが、配付資料2のほう、県内のほうの階級ごとの定年の年齢でございます。それで、国のほうで毎年、重点取組事項ということで通知が来るのでございますけれども、定年制を設けている市町村のほうは、全国的には少ないよと。あるのであれば定年を延長してください、もしくは撤廃してください。そして、昨年、新たに追記されたのが、満60歳をうたっているところであれば、令和4年までにその解消を求めますというふうなことで来ておりますので、この表の八戸であるとか、黒石であるとかという、他の市町村でも60歳をうたっているところは、令和4年までには解消していくものと思えます。

○防災課長（高山知己） 私のほうから、経験を積む人が長くなるということで、この条例の定年延長する目的、理由ということで簡単に説明させていただきます。

やはり、全国的に消防団員の数が減少傾向にありまして、当市でも同様の傾向でございます。古いデータになりますが、平成18年度の市町村合併の時点では2,030名、充足率にしまして97.6%でございますが、平成31年4月1日時点では1,892名、充足率にしますと91%となっております。6.6ポイント下がっていることとなります。

御承知のとおり、消防団員は地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性がございますので、火災現場だけではなく、多岐にわたる活動に従事しておりまして、代替のない存在として重要だというふうに感じております。定年の増加が見込まれますので、多くの団員を確保して地域防災力を堅持してまいりたいと考えておるものです。

○21番（三上秋雄委員） 私は、目的、この定年延長という目的で、もう1回確認ですけれども、団員の人数が少なくなるというのが目的なのか。もう1回、そこだけお聞きしたいと思えます。

○防災課参事（石岡 悟） 人数を少なくとかではなくて、今ある現員の方々を何とか維持していきたいという方向でございます。

○21番（三上秋雄委員） 今の人数をこのまま維持していきたいと、それはわかります。でも、

現実には団員の数がだんだん減っていているというのも現実ですよ。それで、これは一時しのぎでというふうにも取られるのだけれども、これをやるのであれば、団員の確保というものを皆さんはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○防災課参事（石岡 悟） おっしゃるように、団員の確保にあつて現実問題として、各分団で町内のほうを回って声がけをしていただいたり、市のほうのホームページ、広報誌等々で団員の募集とか、あとは市内の大学、専門学校等々に消防団員募集のポスターの掲示等々で募集を図っているところではありますけれども、実際、入団してほしい若い方々の入団というのは、なかなか特効薬がないといえますか、もっと周知、広報活動していく必要があるかなと思っております。

○21番（三上秋雄委員） 最後に。団員の確保というのは、どこの市町村でも、事情は分かるのですけれども。我々が視察に行ったときに、市の職員も入るのだという話を聞いてきました、何歳からは入るのだという。それで、うちほうもやっぱりそういうのをやるとか、ただ広報に載せるとか、ポスターを貼ってやるとかという話ではなくて、若い人を入れたいとかというふうになれば、やっぱり担当としてももうちょっと考えた募集方法をするべきだと思いますよ。このままだと団員が減るはんで定年延長をかけると。若いといいのだけれども、だんだん年いって行くわけですよ。消防というのは、ある意味では身が利かない、65歳が体が利かないというわけではないのですけれども、若い人を常に入れて代えていかなければ、とてもとても組織としてもっていかないと思いますので、もうちょっとそういうのを工夫してやっていただければいいなと思います。これは要望です。

○22番（佐藤 哲委員） まず、先ほど来の質疑応答で大分分かってきましたけれども、充足率を高めたいという目的が、ある程度あるようでありまして、県内10市の定年の一覧表を見ると、私はこれを見る限りは、定年を延長したからといって充足率が高まるとはとても読めない数字ではあるなと思っております。

それで、地域に暮らしている我々にしてみれば、消防団員ともやっぱり随分つながりがあつていろいろ話があるわけです。ですから、常備の職員、消防職員とは全く違う見方を我々はしているのでありまして、それでよく話をするのは、やっぱり一つには、出動手当であるとか、それから退職金の、5年ごとに節目節目でまいりますけれども、その辺の、もう少しこのあと2年、退職金の5年の節目までは残っていようかなとか、やっぱりそういう話になるわけですよ、みんな。その辺をアップ、平の団員で辞めるのと班長で辞めるのと部長で辞めるのと、全く違ってくるので。しかもそれに何年の節目ごとにまた違ってきますので、その辺も絡めて考えないと、辞める団員を防ぐことというのは、私は難しいと思うのですよ。ホームページで出したはんでって言ったって、何も変わるわけでもないし、一般の消防職員の募集と全く異次元の問題がここには存在しますので。ボランティアですよ、ある意味で。その辺りをもう少し考えて、両方一緒に対処してやらないと充足率のアップというのは難しいのだろうと私は思っていますが、この辺についてのお考えをお願いいたします。

○総務部長（赤石 仁） 今の佐藤委員からのお話にお答えいたします。

いわゆるライフスタイルの変化に伴いまして、いわゆる消防団員、共稼ぎ家庭、サラリーマン家庭が増えているということの現状の中において、入る方は少なく辞める方が多いというようなジレンマに陥っている状況でございます。

今回、本条例を改正することによって、まずはその幹部職員と言われている方を食い止める。さらには、三上委員おっしゃるとおり、新規の団員の確保もしっかりやっていくというよ

うな二面性、さらにはインセンティブというようなお話も今、佐藤委員から出ましたので、退職手当の見直し、あとはそれぞれの、例えば出動手当の見直しもしっかりとやって、団員の確保を図ってまいりたいというふうに思っています。

○22番（佐藤 哲委員） 消防団員が辞める理由の一つに、こういうのもあるのですよ。上がつかえてしまってなかなか辞めないから、自分が上がっていけないから、そろそろ辞めるかなという話もある。したはんで、ある意味で、考えようによっては上のほうの定年を下げて、物というのは考え方なのです、兵隊が必要なのですからね。将官クラスではなくて兵隊が必要ですから。その辺をどう考えるかという、ちょっと御意見をお伺いしたいと思います。

○防災課長（高山知己） 地域の実情にもよるかと思います。ただ、この定年延長によりまして、60歳を超えて、また長く消防団員をやっていただけるということ。上がつかえているというところは、なかなか根本的には解決しないと思いますが、上のほうに行けるという可能性といえますか、そういうことを階級が上がるという動機に、続けていく動機にもなっていたらばなというふうに考えております。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第33号 自動車事故に係る損害賠償の額の決定について

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第33号自動車事故に係る損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第33号自動車事故に係る損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

本議案は、弘前市消防団員による自動車事故について損害賠償の額を決定しようとするものであります。

議案の内容について御説明いたします。

令和2年1月4日午前8時10分ごろ、弘前市消防団第2方面団清水地区団第4分団団員古山優運転の小型動力ポンプ付積載自動車が、久渡寺での新年縁起まとい振りを終え、次の場所へ移動するため同地内の林道を走行中、路面の凍結の影響で停車していた対向車とすれ違うことができず、相手方車両——運転者・XXXXXXXXXXでありますけれども、及び軽自動車が停車していたため、続いて停車しようとブレーキを踏んだところ、タイヤチェーンを装着していなかった

ことから、路面の凍結の影響で滑走し、当方車両の滑走に気がついて対向車線へ退避した軽自動車の前方に停車していた相手方車両の後部に当方車両の前部が接触し、相手方車両が損傷したものであります。

損害賠償の額は75万9407円でありまして、当市が加入する全国市有物件災害共済会から全額支払われることとなっております。

以上の内容で示談の同意を取り付けましたので、自動車事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考までに資料を配付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

以上でございます。

- 委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。
- 17番（鶴ヶ谷慶市委員） この事故で、人身等の被害とかはなかったのですか。
- 防災課参事（石岡 悟） この事故において、人身等の事故には至っておりません。
- 21番（三上秋雄委員） ついでに聞いておきます。事故のこれとは、ちょっと関連して、団員、これ保険というのは、例えば車両を運転するのは、そこの団員で幹部だけがするのか、団員は誰でも運転できるのだとかというのはあるのですか。
- 防災課参事（石岡 悟） この車両は3.6トンぐらいありますので、免許的にいうと準中型という免許の区分になります。ですので、改正前の、29年以前に取っている普通免許の方は運転できます。それ以降の方であると運転できないので、ちゃんと該当する免許をお持ちの方に運転してもらうということになります。
- 21番（三上秋雄委員） 改正でそうなったというのは聞いてあったのですがけれども、その中で、例えば保険とかでありますけれども、たまたまこれは物損で終わったわけですがけれども、例えば運転して事故を起こして、けがをしたとかというふうになる可能性もあるわけですよね。団員の方の場合はどういうふうになっているのか。
- 防災課参事（石岡 悟） 消防団員等の公務災害等の保険のほうに加入しておりますので、そちらで補償できると思います。
- 21番（三上秋雄委員） 全員ですか。各団員、全員が適用になるということでしょうか。
- 防災課参事（石岡 悟） そのとおりでございます。
- 委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
- 討論に入ります。
- 本案に対し、御意見ございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- 採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。
- よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第20号 弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第20号弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（山本浩樹） 議案第20号弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、弘前市監査委員条例、弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、弘前市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであり、令和2年4月1日から改正法が施行となる地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。改正内容は、現行の地方自治法第243条の2が同法第243条の2の2と改められるため、三つの条例で当該条項を根拠とする規定について改めるものであります。

第1条では、弘前市監査委員条例において、職員の賠償責任の有無及び賠償額について、普通地方公共団体の長から要求があった場合に監査する規定の根拠条項を、地方自治法第243条の2第3項から同法第243条の2の2第3項に改めるものです。

第2条では、弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において、第3条では、弘前市病院事業の設置等に関する条例において、それぞれ職員の賠償責任について、議会の同意を得て全部または一部を免除することができる規定の根拠条項を、地方自治法第243条の2第8項から同法第243条の2の2第8項に改めるものです。

附則については、本条例の施行期日を令和2年4月1日とすることを規定しております。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第31号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○委員長（工藤光志委員） 最後に、議案第31号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（須郷雅憲） 議案第31号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について御説明申し上げます。

青森県市町村総合事務組合は、市町村の事務の一部を共同処理するために平成19年4月1日に発足した一部事務組合であります。

今回、当組合の構成団体である三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、青森県市町村総合事務組合では11の事務を共同処理し、事務の種類により構成する市町村等も異なっておりますが、三戸郡福祉事務組合は、その中で、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の構成団体であります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 何点か伺います。

一つは、担当所管が財務部収納課というのがわがねんですよ。確認したいと思います。管財課かなと、そんなちょっと思いもあつたのですが。そこは一つ。

それから、三戸郡福祉事務組合が解散云々というところとの関係で、つかんでいる状況をちょっとお聞きしたいと思うのですね。これ、三戸郡福祉事務組合の構成市町村はどうなっていますか、構成市町村。それから、ここの事務組合が何をやってきたのですか。これ、何をやってきた事務組合なのですか。察するに、何かの施設かなと思ったりもしていたのですけれども、何を抱えてきた施設なのかということで、構成市町村と。

あとは解散の理由、これ事務組合が解散ということになると、さっきの質疑にちょっと戻りますけれども、事務組合がとある施設、どういう施設かちょっと分かりませんが、施設を抱えていたと。それで、解散となると、この施設が廃止というのですか、もしくは統廃合ということになるのですか。そこを、解散に伴って失うものがいっぱいあれば、これ困る話だなという気もしたものですから、そこら辺をちょっと絡めて伺ってみます。

○収納課長（西沢宏智） まずは、所管がなぜ収納課かですけれども、この事務組合ですけれども、これ11の事務を共同処理しておりまして、その中で収納課は市税等の滞納事務に関して滞納整理機構に加入していると。その関係から、収納課が今回、これをやらせていただいているものです。ほかにあと担当している課がないのですよ。

それから、2番目の三戸郡の話です。解散の状況につきましては、三戸郡の福祉事務組合が設置運営する障がい者支援施設・やまばと寮というのがあります。これを民間移譲することに伴って、当該施設を廃止すると。それによって、令和2年3月31日をもって解散することにしたものであります（「構成市町村は」と呼ぶ者あり）構成市町村は、9市30町村が入っておりますので、三戸郡福祉事務組合だけのはすみません、そこまでちょっと資料のほうが……。

○委員長（工藤光志委員） よろしいですか。今のところは分からないそうです。

○23番（越 明男委員） ありがとうございます。分からない部分については、ひとつ後ほど。

民間移譲云々かんぬんを、それなりに後を追いかければ、これはまた今日の議案の審議から少し超えるので。そういう事情だということであれば分かりました。

私はまた、なぐなったりするのならば、これただでねえなとちょっと思ったものだから、多分抱えてきた施設はそういう、いろいろな住民の応援のための施設だったようなちょっと気がしていたものですから。そういうことで、お願いします。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時06分 散会】